春日井市低所得のひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金支給事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響により、こどもの成長に必要な資金を確保することが困難な低所得のひとり親世帯等のこどもの発達、自立につながる活動等を支援する目的で支給する低所得のひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金（以下「給付金」という。）の支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

（支給要件）

第２条　給付金は、春日井市子ども福祉手当条例（平成20年春日井市条例第17号）による令和８年11月分の子ども福祉手当の受給資格を有する者（同条例第８条の規定により手当を支給しないこととされている者及び同条例第９条第２項の規定により手当の額の全部を支給しないこととされている者を除く。以下「受給者」という。）に対し、支給するものとする。

（給付金の支給額）

第３条　給付金の支給額は、令和８年11月分の子ども福祉手当の対象となる児童（第６条において「対象児童」という。）１人につき、10,000円とする。

（受給者に対する給付金の支給の申込み等）

第４条　市長は、受給者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。ただし、春日井市子ども福祉手当条例第９条第１項の規定により手当の支払を一時差止している者については、当該差止が解除されるまでの間、支給の申込みは行わないものとする。

２　受給者は、前項の申込みを受けたときは、ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金受給拒否の届出書（第１号様式）により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

３　市長は、第１項の支給の申込み後、市長が定める期間の経過後速やかに支給を決定し、受給者に対し、給付金を支給する。ただし、前項に規定する届出があったときは、この限りでない。

（給付金の支給）

第５条　給付金は、受給者に係る子ども福祉手当の指定口座への振込により支給するものとする。

２　受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長が定める期日までに、ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金支給口座登録等の届出書（第２号様式）により市長に届け出なければならない。

⑴　前項の指定口座と異なる口座を指定するとき。

⑵　口座への振込による受給が困難であるとき。

３　前項に規定する届出があった場合は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により給付金を支給するものとする。

⑴　前項第１号の規定に該当するとき　同号で指定した口座への振込

⑵　前項第２号の規定に該当するとき　窓口で現金交付

（受給者が死亡した場合の取扱い）

第６条　受給者が給付金の支給を受ける前に死亡したときは、市長は、当該受給者に係る対象児童に対し、当該対象児童に係る給付金を支給することができる。

２　前項の場合において、対象児童が２人以上いるときは、当該対象児童は、そのうち１人を代表者として定め、当該代表者が他の対象児童に係る給付金を併せて受領することができる。

３　前２項の規定による給付金の支給を受けようとする対象児童（前項の規定により代表者を定めた場合にあっては、当該代表者）は、ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

４　第２項の代表者に他の対象児童に係る給付金を併せて支給したときは、当該

他の対象児童に対する給付金の支給は、完了したものとする。

（不当利得の返還）

第７条　市長は、給付金の支給後に、第２条に規定する支給要件に該当していなかったことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第８条　給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年11月19日から施行し、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

２　令和９年３月31日以前に支給した給付金に係る第７条の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

第１号様式（第４条関係）

ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金受給拒否の届出書

（宛先）春日井市長

次のとおりひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金受給拒否について届け出ます。

１　私は、ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金の受給について拒否することを、ここに届けます。

２　本届出により、ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し、提出します。

令和　　年　　月　　日

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し

第２号様式（第５条関係）

ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金支給口座登録等の届出書

令和　　年　　月　　日

（宛先）春日井市長

次のとおりひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金支給口座登録等について届け出ます。

１　届出者（子ども福祉手当を受給している方）

（フリガナ） 氏　　名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	昭和・平成 年　　月　　日	 電話　　（　　）

２　新規振込先指定口座等（子ども福祉手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。）

希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

□ ア　指定の金融機関口座（１の届出者名義の口座に限ります。）への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 出張所	普通 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

□ イ　窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座開設できない場合等、口座による受け取りが出来ない方のみとなります。

第３号様式（第６条関係）

ひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）春日井市長

次のとおりひとり親世帯等のこどもの未来応援臨時給付金を申請します。

１　申請者（対象児童（２人以上いる場合は、代表者）をご記入ください。）

(ﾌﾘｶﾞﾅ)		連絡先	（住所） （電話）　　（　　）
氏　　名			

２　死亡した受給者の氏名

(ﾌﾘｶﾞﾅ)	
氏　　名	

３　振込先指定口座（「１　申請者」名義の口座を指定してください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 出張所	普通 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

□ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座を開設できない場合等、口座による受け取りが出来ない場合は、口座情報を記載せず、こちらをチェックしてください。

※　法定代理人署名欄

氏名	続柄	連絡先
		（住所） （電話）　　（　　）